

# 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 5 8 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

令和 2 年 12 月 4 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

## 第 1 監査の対象

社会福祉法人 平戸市社会福祉協議会

## 第 2 監査の期間

令和 2 年 9 月 28 日 (月)

## 第 3 監査の概要

### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等 (指定管理者)  
監査

### (2) 監査の対象とした事項

平成 30 年度及び令和元年度事業のうち、平戸市からの補助金や委託料及び指定を受けた公の施設の管理事業に関する出納その他の事務の執行状況について

## 第 4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準 (令和 2 年 4 月 1 日施行) に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 施設は関係法令 (条例を含む) の定めるところにより適切に管理されているか。

(2) 契約等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。

(4) 公の施設に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成 30 年度及び令和元年度の事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

## 第6 むすび

社会福祉協議会の監査対象として、平戸市社会福祉協議会運営補助金交付要綱等に基づく平戸市からの補助金及び受託事業並びに指定管理運営事業がある。

うち、補助金については、役員 2 名のほか公的事業に関わる正規職員 10 名の人件費及び事務局経費並びに平戸市社会福祉センター運営にかかる経費であり、精算後に補助金の額を確定している。補助額については人件費を反映して増加傾向にある。公的事業については、社会福祉法等に基づき、その役割を十分に果たしていると思われる。

受託事業のうち、移動支援事業は、障害者のための地域生活支援事業に位置付けられ、主に佐世保市の特別支援学校に通う児童生徒の通学支援サービスが行われている。令和元年度の対象児童生徒は 10 名で、今後、田平町に分校ができることにより事業の一部見直しが見られると思われるが、引き続き佐世保市に通う必要がある身体に障害をもつ児童生徒に対して、適切な支援がなされるよう担当部署と十分な協議を図っていただきたい。

指定管理としてのへき地保育所運営事業及び生月、大島高齢者生活福祉センター居住部門運営事業については、適正に運営がなされている。

財務状況については、現状では、流動資産が流動負債を上回っており、財政的安定は保たれているといえる。しかしながら、令和元年度を平成 30 年度と比べると、預貯金が 20,180 千円、財政運用基金が 8,150 千円ほど減少しており、ここ数年間で資金が減少している傾向にある。また、流動負債に対する流動資産の割合を示す流動比率も年々低下傾向にあり留意すべきものと思われる。

地域福祉における社会福祉協議会の役割は大きく、今後とも社会福祉を目的とする事業が健全に発展していくためにも行政、市民団体と連携して、必要な事業に取り組みれていくことを望みます。